記

1　推薦者資格

⑴　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

⑵　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体、特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１又は２による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成24年５月24日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者名）　　印

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

四国区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

別記様式２

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名、特定独立行政法人名又は国有林野事業を行う国の経営する企業名

（代表者名）　　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

国家試験

平成二十四年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十八条の規定に基づき、平成二十四年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

平成二十四年四月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　試験の方法

⑴　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

⑵　筆記試験は、専門的知識について行う。

⑶　口述試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

二　筆記試験の実施期日及び場所

⑴　実施期日　平成二十四年七月二十一日（土）

⑵　場所　北海道、岩手県、東京都、岡山県及び福岡県

三　口述試験の実施期日及び場所

⑴　実施期日　平成二十四年十一月十八日（木）のから同月二十日（金）までの間で林野庁長官の指定する日

⑵　場所　東京都

四　受験資格　森林法施行規則第三十五条に規定する受験資格を有する者でなければ受験することができない。

五　受験手続

⑴　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第三十七条第一項第二号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究・保全課において交付する。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、封筒の表面に「林業普及指導員受験願書等の用紙請求」と朱書し、長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒（九十円切手を貼り、住所、氏名及び郵便番号を記載することを。）を同封するものとする。

⑵　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添え、平成二十四年五月二十五日（金）までに林野庁森林整備部研究・保全課に提出するものとする。

受験願書等及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、封筒の表面に「林業普及指導員受験願書等在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法によるものとする。郵便又は信書便による提出は、同日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。受験願書又は添付書類に不備があるときは、その追完を求める。

ア　森林法施行規則第三十七条第一項各号に掲げる書類

イ　林業改良指導員資格試験合格者にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ　アの書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓又は改名があったことを証明する書類

⑶　宛先　⑴又は⑵において、郵便又は郵便により請求し、又は提出する場合の宛先は、〒一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞が関一丁目二番一号林野庁森林整備部研究・保全課とする。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成二十四年六月二十九日（金）までに受験者に送付する。

⑸　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、平成二十四年十月十二日（金）までに筆記試験に合格した者に通知する。

六　合格者の発表　平成二十四年十二月七日（金）までに、合格者の氏名を公表するとともに、合格者に通知する。

七　個人情報の取扱い　受験願書及び添付書類に記入された個人情報は、法令に基づく開示請求があった場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又はあった場合その他特別な理由がある場合を除き、第三者に提供しない。

公　告

諸　事　項

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月25日

日本橋税務署長　若尾　誠一

届出した者　Anshinsoft Corporation

事務所等の名称　Anshinsoft Corporation

事務所等の場所　東京都中央区八重洲一丁目５番３号３階

責任者の氏名　グプタ・ランジャン

証明書の有効期限　平成28年３月31日

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年４月25日

天王寺税務署長　谷口　正彦

届出した者　福建省華益進出口貿易有限公司

事務所等の名称　福建省華益進出口貿易有限公司

事務所等の所在地　大阪府大阪市天王寺区寺田町一丁目１番２号

責任者の氏名　村井　　亨

証明書の有効期限　平成24年６月20日